

平成29年8月31日

習志野市議会議長殿

オール習志野行動実行委員会代表

住所 習志野市実籾本郷18-15

市川武男

Tel

オール習志野行動実行委員

住所 習志野市藤崎6-5-5

仲野慎一

オール習志野行動実行委員

住所 習志野市藤崎1-14-21

島村美博

オール習志野行動実行委員

住所 習志野市袖ヶ浦4-8-3

牧野勉

長崎被爆者

住所 習志野市大久保1-21-14-502

青木茂

広島被爆者

住所 習志野市谷津3-12-22-307

小野瑛子

核兵器禁止を実現するための陳情

(陳情事項)

日本政府に対し、核兵器禁止条約の批准を求める意見書を送付すること。

(陳情理由)

2017年7月7日、国連の核兵器禁止条約交渉会議で、核兵器禁止条約が国連加盟193カ国のうち、124カ国が参加し122カ国の賛成で採択されました。この条約は、核兵器を違法とし、核兵器の製造、使用、貯蔵、配備、移転、実験、核兵器を用いて他国を威嚇することなど全面的に禁止をしています。また、これらの行為を援助すること、援助を求めること、自国内に核兵器を置くことに許可を与えることも禁止しています。この条約は核兵器を廃絶するため



の国際的な大きな根拠となります。

この条約の交渉には、核保有国と同盟国は参加しませんでした。唯一の被爆国である日本の政府が参加しなかったことは、被爆者をはじめ核兵器廃絶を願う人々から失望と批判の対象になりました。

しかし、条約は全ての国に門戸を開き、核保有国やその同盟国が参加することを想定しています。

1945年8月6日広島に、8月9日長崎に原子爆弾が投下され、その年に広島では14万人、長崎では7万人の命が奪われ、今なお10数万人の被爆者がその後遺に苦しんでいます。

核兵器禁止をめざす運動は、思想信条の違いをこえて、これまで様々な署名が取組まれてきました。NPT核不拡散条約の再検討会議に向けた「核兵器廃絶を求める署名」や「ヒバクシャ国際署名」など世界で取組まれています。被爆の実相を伝える、原爆写真展、絵画展、被爆体験を聞く催し、映画やコンサートなど市民参加の平和運動が取組まれました。多くの自治体で非核平和都市宣言が採択され、核兵器をなくし平和な未来を希求し、平和行政が進められています。習志野市は県内で最初に、全国でも12番目に非核都市宣言をしています。また、習志野市は全世界7417都市が参加する平和首長会議に参加しております。

現在ノーモアヒロシマ、ノーモアナガサキ、ノーモアヒバクシャという言葉が世界に広がりました。一方で、核兵器は世界に1万5000発以上配備され、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の他に、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮が核兵器を保有するに至っています。

1996年「核兵器の使用は人道上許されない」という国際司法裁判所の判断が示されました。2017年核兵器禁止条約が制定されて、「核兵器は違法」というルールが国際社会に確立しました。この条約の下で、全ての核兵器を禁止し、廃棄することが可能となります。日本政府は唯一の被爆国として率先して核兵器禁止条約に参加することを私たちは心から願って陳情します。

習志野市議会議長

田中 真太郎 殿

習志野市議会議長
田中真太郎 殿

北朝鮮のミサイル発射に対する脅威を煽る過剰な反応を止め、対話を進めることを国に求める陳情

(陳情項目)

8月29日早朝、北朝鮮は弾道ミサイルを打ち上げ軌道の一部が我が国の遙か上空にかかりました。我が国には殆ど影響がないにもかかわらず必要以上に政府は主に東北地方北海道を中心にJアラートを鳴らし続け人々の不安を煽りたてました。今後このような過剰な対応は控え、当該国に対する対話を求めるべく陳情します。

(陳情の趣旨)

北朝鮮の一連の行為は許されるものではありませんが、政府はそれに便乗して必要以上に人々の不安を煽りたて他国に対する敵意を植え付けようしているとも思われます。

今回のミサイル発射は米韓合同軍事演習に対するリアクションのひとつともされています。軌道と射程からいっても我が国にはほとんど関係なく、グアムを狙わず慎重に配慮したアメリカへの挑発であることは官邸もわかりきっているはずです。襟裳岬の上空550kmは成層圏の遙か上の宇宙空間で宇宙ステーションやスペースシャトル(400km)よりも更に上で、果たして我が国の上空と言えるかも疑問です。何千ともいわれる飛行物体が毎日飛び続け大気中で燃えるとはいえ落下物もあるそうです。

安倍首相は前夜から官邸に入りミサイル発射直後に会見を行いました。北朝鮮のミサイルは発射時点から把握しているとの発言通り、発射することは日時も含め事前に分かっていたことを伺わせます。それならば何故事前に国民にアナウンスしないのでしょうか。事後にアラートを鳴らし続け直後の会見はパフォーマンスとも捉えられます。「国民の命と財産を守る」のであれば原発こそ止めるべきではないのでしょうか。止めないどころが玄海原発の順次再稼働の方針も決定してミサイル発射直後にもかかわらず変更していません。遙かに墜落の危険のあるオスプレイは我が国の上空を縦横無尽に飛び続けています。

ミサイル訓練が各地で行われていますが今回早朝ミサイルが発射されてから日本列島上空を通過するまでの間に訓練通りちゃんと避難し頭を抱える体勢をとった所がどの位あったのでしょうか。

東北地方は2011年3月11日の津波、原発事故の恐怖や警報を聞き続け精神的な影響を受けている方も多いと思われます。そのような方たちに今回のような必要とも思われない大音響のアラートを発信し続けることはより大きな精神的ダメージを与えることになりかねないのではないのでしょうか。

基地のある習志野市でも今後過剰な警報が鳴らされる可能性もあります。脅威や精神的不安を煽りたてる過剰な行為は控え、対話に注力すべく陳情しま。

2017年8月30日

川辺 俊一

習志野市香澄2-1-6

(TEL [REDACTED])



「困窮した」として、自らの意思で生活保護を申請(権利を行使)し、その受給者に至っておきながら、生活保護法で課せられた「受給者の義務」を遵守せず、卑劣かつ下劣な「生活保護の不正受給未納者」、さらに「時効などによる逃げ得」にも等しい「不正受給不納欠損(市による債権放棄)者」(≒両者とも詐欺などの犯罪者の疑いが濃厚)に成り下がった者に対し、習志野市として今まで以上に厳正に対処することを求める12枚組の陳情

* 本陳情が委員会に付託され市議会ホームページ他で公開される場合は、添付した8枚の数値資料(私の認識ではこの8枚の資料も陳情書の一部です)も併せて全12枚を一括してお取り扱い(公開)ください。

【陳情趣旨】

生活保護とは経済的に困窮した日本人のみに対し健康で文化的な最低限度の生活を保障するための制度です。外国人は本来対象外ですが現状「人道的見地(慈愛の精神)」で制度を「準用」して施して差し上げています。

また、生活保護とは緊急避難的な制度であり、一旦保護を受けたとしても一刻も早くそこから脱しなければいけない(=生活保護に安住してはならない)という事は言うまでもありません。

しかしながら厚生労働省によりますと本年5月に全国で生活保護を受給した世帯数は約164万世帯となり、過去最高を更新したとのことで、近年は毎年過去最高を更新し続けています。

この恥ずべき傾向はわが習志野市でも国と同様です。

以下に習志野市の受給者数や保護費及び不正受給未納額、不納欠損額などの過年度推移を記します。市役所から受領し、添付した8枚の資料「習志野市統計書 平成28年版」なども併せてご覧ください。

平成17年度末：受給者数:1032名、保護費:約16億8千万円

平成21年度末：同1369名、同約20億9千万円

平成22年度末：同1587名、同約24億円

平成23年度末：同1668名、同約27億7千万円

平成24年度末：同1817名、同約28億1千万円、不正受給未納額:約7122万円、不納欠損額:約737万円

平成25年度末：同1872名、同約29億4千万円、同約7083万円、同約550万円

平成26年度末：同1957名、同約32億円、同約7313万円、同約624万円

平成27年度末：同2116名、同約33億1千万円、同約7938万円、同約631万円

◎平成 28 年度末：同2189名、同約35億6千万円、同約8227万円、同約404万円

[平成 28 年度などの考察]

- ・市制開始以降初めて保護費が35億円を大きく超え、直近5年間の累計保護費は158億円を超える。
* 158 億円とは先に完成した習志野市役所新庁舎の建設費を大きく上回る、巨額である。
- ・不正受給未納額も初めて8千万円を大きく超え、また直近5年間の不納欠損(債権放棄)額は累計で約2950万円にも上る惨状を呈している。
- ・不納欠損世帯は同5年間で24世帯であり、この24世帯の内、外国人世帯が2世帯にも上る。上記の通り外国人へは法的根拠がないまま慈愛の精神で保護を施してあげているにも拘らず、この外国人の蛮行は万死に値すると言える。また、1世帯当たりの平均不納欠損額は120万円を超える惨状。
- ・不正受給未納額と不納欠損額はそれぞれ独立した数値のため実際の年間実質不正受給額はそれらを足し込んだ額、平成 28 年度でいえば約 8630 万円以上ともいえます。この金額を保護費で除し、いわゆる金額ベースでの不正受給率を算出すると2.42%となります。世帯数ベースでは5.06%(計算式: $(82+4) \div (1695+4) \times 100\%$)であり、これを言い換えると 100 世帯の内、5 世帯以上が犯罪者世帯である可能性が極めて高いという事実。
- ・平成25年度から同 28 年度までの4年間の恥ずべき伸長率は、受給者数で約117%、保護費で約121%、不正受給未納額で約116%であり、これ等は悪化の一途をたどっているといっても過言ではない。

これ等の源資はすべて受給者を除く一般人が収めた国税・市民税の中から支払われています。

受給者は一般人(≒納税者)と違い、自らの意思で権利を行使して受給者になった以上、一般人にはない特別な義務も負っていただくことが生活保護法で謳われています。

特別な義務の具体例を挙げますと、臨時収入や資産を正確に保護の実施機関など(習志野市の場合は生活相談課)へ届け出ることや知人や金融機関などから借金をしてはいけないことなどが取り決められており、これ等を怠ると不正受給に該当する可能性が非常に高いため、習志野市では「生活保護不正受給のしおり」をすべての受給者に配布しています。

これはすべての文字(漢字)にひらがなでルビを振り、日本語が不自由な方にもわかりやすく不正受給に該当する具体例などを例示しているものですが、上記の通り不正受給は改善するどころか増える一方です。

また、この度新たに市役所から受領した資料「不納欠損額」はこれも上記の通り直近5年間で約2950万円にも上っており、これは本来不正受給者から市に対し返金してもらうべき金銭ですが時効などでいわゆる「不正受給者に逃げ切られてしまった」最も恥ずべき金銭です。

不納欠損も不正受給同様、本来ゼロでなければならぬ数値ですが、これが 5 年間で約2950万円にも上ることを初めて知った今、納税者である私は驚きと共に、不納欠損者及び不正受給者は勿論、日々これを防止するために業務に精励されているとはいえ、結果的にこれを許している市当局双方に対し怒りを禁じ得ません。

平成29年8月26日の産経新聞によると、松戸市で偽の記載をした収入申告書を複数回、市に提出し約4年間で約610万円を不正受給(騙し取った)として詐欺容疑で男性(55歳)が千葉県警松戸署に逮捕されたことが報道されてもいます。この種の報道は近年全国で頻繁に発生しており、一般人の生活保護制度への信頼が大きく揺らいでいます。

そこで、今後も継続して不正受給が増加することや一向になくならない不納欠損の発生が予測される中、不正受給者及び不納欠損者には厳格に対処すべきと考えます。

【陳情項目】

不正受給者や不納欠損者が一人でも増えると当人は勿論、市当局にも余計な事務などが増えることにより双方が不幸になってしまいます。また、それを見守る一般人(≒納税者)の制度への信頼も地に落ちてしまいかねません。不正受給を防ぐことが第一目的ですが今回の陳情では、特に不正受給者(≒犯罪者)への未納金の返還の指導強化及び不納欠損額(≒犯罪による不当利得)を限りなくゼロに近づけるため「逃げ得」を許さないという強い姿勢を意思表示するため、市議会で本陳情のご採択をお願いしたく思います。

具体策を二つだけ例示しますと事前に生活相談課様に取材しましたが直近3年(平成 26 年度から 28 年度)で不正受給者(不納欠損者を含む)を警察へ通報した事実は一件もないとのことでしたが、上記の惨状を踏まえ、今後は積極的に警察への通報・相談などを図ること。

二つ目は不納欠損として処理することを原則的に取り止め、債権の消滅時効を防ぐため裁判所への提訴などを今までより以上に積極的に行うことを検討すること。

二例とも卑劣で下劣な生活保護関連の犯罪者に対し信賞必罰、社会正義を習志野市で実現して頂きたいと心から願い、陳情項目とします。

【但し書き】

- ・平成 28 年 3 月議会から陳情者の個人情報が開示されたため止む無く以下記します。
- * 私が過去及び今回他に提出した陳情などを基に(いわゆるレッテル貼りの基に)本陳情のご審議(議会運営委員会を含む)を行うことがないよう特にご留意ください。
- * 本件のすべての文面は法の定めによる以外の転載・複写を一切お断りいたします。法の定めにより転載・複写をされる場合は但し書きや添付した資料、削除した部分があればそれらも含めて「一字一句漏れなく全文」をお願い致します。(公文書偽造を防ぐためリライト不可)
また団体・個人などのブログ等に陳情の趣旨などを歪曲して掲載し、いわゆるレッテル貼の如き卑怯・卑劣な誹謗中傷の類は厳にお慎みください。逆に言うと本陳情を論評される場合は本陳情全文(資料なども含む)を掲出した上で行ってください。
- * 誠に勝手ながら賛否にかかわらず本陳情を含め当会や私に対するご意見、お問い合わせなどは一切承りかねます。悪しからずご了承ください。「どうしても意見などしたい」という方がおられるとすれば私と同様に「陳情または請願若しくは意見書」を市議会等に提出されることをお勧めいたします。よろしくご検討ください。
- ・近隣にお住まいの方などへご迷惑をお掛けすることなどがないよう、私の住所地近辺(自宅を中心とする概ね300m 以内)での示威・扇動行為(街頭宣伝、ポスティングなど)はお止めください。また、私宛の来訪もお止めください。応対いたしかねます。

- ・私の住所地宛の書類・物品等の郵送、宅配なども一切お断り(受け取り拒否)いたします。
 - ・他に勤務先やお取引先様、電話番号など(友人・知人、本人・家族・親族なども含む)が漏洩したとするとこれ等への来訪、電話、電子メール及び近辺での示威行為などもお止めください。
- * 万が一、不審者・不審物・迷惑行為などと判断した場合は速やかに警察などへ通報させていただきます。
- 以上、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

平成29年8月31日

警視抜刀隊の会

習志野市鷺沼台4-7-27

箱万野の

習志野市議会議長 田中 真太郎 様



平成29年8月30日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成27年度末(28年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成28年度末(29年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 1,696,376円	3世帯 1,602,376円
日本人世帯	77世帯 77,680,584円	79世帯 80,667,174円
合計	80世帯 79,376,960円	82世帯 82,269,550円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成27年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成28年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
43世帯 89,437,167円	42世帯 84,831,277円
1,571世帯 3,221,559,187円	1,653世帯 3,472,938,423円
1,614世帯 3,310,996,354円	1,695世帯 3,557,769,700円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

平成24年度	5世帯 7,368,997円	日本人世帯 4世帯 6,612,755円 外国人世帯 1世帯 756,242円
平成25年度	3世帯 5,504,762円	日本人世帯 3世帯 5,504,762円
平成26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯 1,714,125円
平成27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円
平成28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円

平成28年7月25日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成26年度末(27年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成27年度末(28年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 1,757,376円	3世帯 1,696,376円
日本人世帯	78世帯 71,369,367円	77世帯 77,680,584円
合計	81世帯 73,126,743円	80世帯 79,376,960円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成26年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成27年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
40世帯 81,593,218円	43世帯 89,437,167円
1,429世帯 3,118,302,358円	1,571世帯 3,221,559,187円
1,469世帯 3,199,895,576円	1,614世帯 3,310,996,354円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

平成27年7月24日

習志野市役所保健福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成25年度末(26年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成26年度末(27年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 3,012,856円	3世帯 1,757,376円
日本人世帯	79世帯 67,816,632円	78世帯 71,369,367円
合計	82世帯 70,829,488円	81世帯 73,126,743円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成25年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成26年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
34世帯 75,082,045円	40世帯 81,593,218円
1,332世帯 2,865,128,983円	1,429世帯 3,118,302,358円
1,366世帯 2,940,211,028円	1,469世帯 3,199,895,576円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

平成26年10月29日

習志野市役所保健福祉部保護課

	平成24年度末(25年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成25年度末(26年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	6世帯 3,544,461円	3世帯 3,012,856円
日本人世帯	67世帯 67,677,142円	79世帯 67,816,632円
合計	73世帯 71,221,603円	82世帯 70,829,488円

平成24年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成25年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
32世帯 72,047,986円	34世帯 75,082,045円
1,276世帯 2,738,037,128円	1,332世帯 2,865,128,983円
1,308世帯 2,810,085,114円	1,366世帯 2,940,211,028円

※世帯数は各年度末時点
 ※保護費は年間の支給総額

88 生活保護状況

年 度	被保護世帯数	被保護人員	保護率(%)	保 護 延 人 員 数							
				総 数	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業
平成 7	281	373	2.43	10,725	3,599	3,508	214	—	3,402	0	2
12	375	519	3.36	15,893	5,055	4,814	575	552	4,894	0	1
17	751	1,032	6.50	33,544	10,539	10,533	987	1,208	10,088	0	181
22	1,132	1,587	9.63	51,783	16,196	16,162	1,263	1,749	15,846	0	546
23	1,203	1,668	10.10	57,384	17,848	17,731	1,442	2,015	17,758	1	557
24	1,308	1,817	10.99	61,473	19,011	19,089	1,564	2,121	19,158	0	502
25	1,366	1,872	11.20	64,672	19,889	20,212	1,634	2,382	20,155	0	367
26	1,469	1,957	11.60	66,526	20,694	20,996	1,596	2,702	20,076	0	429
27	1,614	2,116	12.37	70,885	22,134	22,571	1,606	2,873	21,202	0	477

年 度	保 護 費 (千円)										
	総 数	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	そ	
平成 7	624,836	202,143	71,458	1,975	—	341,304	0	60	0	7	
12	897,729	282,005	112,511	4,745	7,486	483,876	0	10	226	6	
17	1,684,125	592,156	303,146	7,277	35,408	733,954	0	2,907	2,420	6	
22	2,398,083	912,354	492,539	14,074	35,158	925,100	0	9,179	4,142	5	
23	2,770,673	1,002,784	548,368	16,738	51,057	1,130,942	479	8,279	6,203	5	
24	2,810,085	1,059,682	585,685	17,463	57,633	1,070,706	0	8,856	4,321	5	
25	2,940,211	1,084,804	617,760	18,260	63,367	1,137,976	0	7,518	4,918	5	
26	3,199,896	1,157,319	659,311	17,047	68,801	1,276,694	0	8,090	6,454	6	
27	3,310,996	1,249,908	721,553	19,217	52,783	1,247,863	0	9,204	4,857	5	

注) 1. 保護率 = $\frac{\text{被保護人員}}{\text{常住人口}} \times 1,000$

資料: 生活

2. 被保護世帯数、被保護人員、保護率の数値は、3月末現在の数値である。

89 障がい者の状況(手帳所持者数)

単位: 人 各年3月3

年	総 数			身体障がい者(児)			知的障がい者(児)			精神障がい者(児)	
	総 数	18歳未満	18歳以上	総 数	18歳未満	18歳以上	総 数	18歳未満	18歳以上	総 数	18歳未満
平成 7	2,549	202	2,347	2,160	82	2,078	389	120	269	—	—
12	2,882	197	2,685	2,435	72	2,363	447	125	322	—	—
17	3,691	239	3,452	3,118	79	3,039	573	160	413	254	0
22	5,107	305	4,802	3,858	75	3,783	743	227	516	506	3
23	5,354	335	5,019	4,002	84	3,918	785	243	542	567	8
24	5,579	377	5,202	4,098	101	3,997	850	268	582	631	8
25	5,857	405	5,452	4,240	108	4,132	896	287	609	721	10
26	5,692	392	5,300	3,978	86	3,892	936	294	642	778	12
27	5,617	390	5,227	3,786	85	3,701	966	289	677	865	16
28	5,791	391	5,403	3,929	92	3,837	925	277	648	940	22

注) 1. 平成26年における身体障がい者(児)の減少は、集計方法の相違によるものである。

資料: 障がい

平成25年までは死亡や転出等による抹消対象者について、届出があるまで存在するものとして扱っていた。

12 コミュニティ別人口・世帯数

各年3月31日現在

コミュニティ	世帯数	平成 27 年				平成 28 年			
		人 口			世帯数	人 口			
		総 数	男	女		総 数	男	女	
総 数	73,947	166,607	83,182	83,425	75,853	169,461	84,691	84,770	
谷 津	7,590	17,266	8,586	8,680	8,666	19,806	9,839	9,967	
向 山	6,465	14,657	7,157	7,500	6,438	14,397	7,000	7,397	
袖 浦	4,258	8,424	4,105	4,319	4,282	8,333	4,064	4,269	
袖 浦	1,328	3,387	1,629	1,758	1,335	3,371	1,625	1,746	
津 田	7,651	15,626	7,888	7,738	7,734	15,634	7,919	7,715	
鷺 沼	6,348	14,563	7,353	7,210	6,439	14,593	7,395	7,198	
藤 崎	6,443	14,906	7,694	7,212	6,570	15,116	7,797	7,319	
大久保・泉・本大久保	7,341	16,405	8,158	8,247	7,385	16,366	8,156	8,210	
本大久保・花咲・屋敷	6,830	15,811	7,890	7,921	7,006	16,059	8,035	8,024	
実 新	5,533	11,957	6,020	5,937	5,578	11,898	5,967	5,931	
東 習 志 野	4,995	12,270	6,129	6,141	5,178	12,732	6,378	6,354	
実 花	3,625	8,029	4,074	3,955	3,613	7,916	4,025	3,891	
秋 津 ・ 茜 浜	2,912	6,759	3,247	3,512	2,956	6,717	3,225	3,492	
香 澄 ・ 芝 園	2,628	6,547	3,252	3,295	2,673	6,523	3,266	3,257	

注) 谷津は1,5～7丁目、奏の杜1～3丁目。

資料: 総務課(市民課「住民基本台帳人口」)

向山は谷津2～4丁目、谷津町1,4丁目。袖ヶ浦西は1～3丁目。袖ヶ浦東は4～6丁目。

上段の本大久保は1～2丁目以下段の本大久保は3～5丁目。東習志野は2～5丁目。実花は東習志野1,6～8丁目。

13 国籍別外国人人口

年	総 数	韓国・朝鮮	中 国	ブラジル	フィリピン	米 国	ペルー	その他
平成 7	1,220	435	280	137	91	41	44	192
12	1,564	422	396	202	122	35	77	310
17	2,262	436	688	402	201	50	113	372
21	2,804	518	1,069	332	288	62	122	413
22	2,739	523	1,082	285	296	49	115	389
23	2,698	495	1,069	270	294	47	116	407
24	2,585	469	978	236	301	51	101	449
25	2,604	452	938	214	330	52	90	528
26	2,804	461	999	188	346	56	82	672
27	3,006	441	1,086	210	368	50	86	765
28	3,428	469	1,185	227	364	47	85	1,051

注) 1. 平成7年から平成20年までは6月末日現在の数である。

資料: 市民課

2. 平成21年からは12月末日現在の数である。

3. 平成24年7月9日から住民基本台帳法の一部改正で外国人も住民基本台帳に含める。

被保護外国人世帯数(世帯主の国籍・世帯人員)
平成29年7月1日現在

表1

	29年度		28年度		27年度		26年度		25年度		24年度	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
韓国・朝鮮	/	/	12	12	11	11	9	9	8	8	6	6
韓国	10	10	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
朝鮮	4	4	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
中国・台湾	5	7	4	7	3	5	2	4	1	2	1	2
フィリピン	12	26	14	30	13	28	11	25	10	25	12	29
ブラジル	4	5	4	5	3	4	2	3	1	2	1	2
ブラジル以外中南米	5	11	4	8	4	9	4	10	4	12	3	10
その他	3	4	4	6	5	11	6	18	7	24	6	19
合計	43	67	42	68	39	68	34	69	31	73	29	68

* 表1は、各年度7月1日現在で、世帯主が外国人世帯。世帯主の国籍およびその世帯人数の合計
 * 21年度より国名に「ブラジル以外中南米」が追加
 * 26年度より国名の「中国」が「中国・台湾」に変更
 (被保護者全国一斉調査は、24年度以降調査がないため、24年度以降は各年7月1日時点の世帯数をカウント)

各年度末現在 表2

年度	世帯数	人員
平成25年度3月末	32	74
平成26年度3月末	34	72
平成27年度3月末	40	72
平成28年度3月末	43	73
平成29年度3月末	42	67

* 表2は、3月中に保護を受給した外国人を3月末日でカウントした資料

生活保護状況

年度	世帯数	人員
平成27年度末	1,614	2,116
平成28年度末	1,695	2,189

29年7月1日、28年7月1日付国別内訳表(再掲)

	29年7月		28年7月	
	世帯	人員	世帯	人員
韓国・朝鮮	/	/	12	12
韓国	10	10	/	/
朝鮮	4	4	/	/
中国・台湾	5	7	4	7
フィリピン	12	26	14	30
ブラジル	4	5	4	5
ペルー	5	11	4	8
タイ	1	1	2	3
イラン	1	2	1	2
ナイジェリア	1	1	1	1
合計	43	67	42	68

被保護世帯の主が外国人およびその世帯員数であり、同居の配偶者、子、その他親族が主と同じ国籍とは断定できません。

モデル世帯	生活保護費基準額(円)			
単身高齢者世帯 (68歳男)	生活扶助費	第1類	37,320	76,370
		第2類	39,050	
	住宅扶助費			46,000
	冬季加算(11月~3月)			2,580
	計(住宅・冬季含む)			124,950
高齢者2人世帯 (68歳男) (65歳女)	生活扶助費	第1類	66,060	114,090
		第2類	48,030	
	住宅扶助費			55,000
	冬季加算(11月~3月)			3,660
計(住宅・冬季含む)			172,750	
母子3人世帯 (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類	82,170	138,800
		第2類	56,630	
	児童養育加算			20,000
	教育扶助費			5,510
	母子加算			24,590
	小計			188,900
	住宅扶助費			59,800
	冬季加算(11月~3月)			4,160
計(住宅・冬季含む)			252,860	
標準夫婦3人世帯 (33歳男) (29歳女) (4歳子)	生活扶助費	第1類	85,400	142,030
		第2類	56,630	
	児童養育加算			10,000
	小計			152,030
	住宅扶助費			59,800
冬季加算(11月~3月)			4,160	
計(住宅・冬季含む)			215,990	
夫婦4人世帯 (35歳男) (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類	103,760	162,730
		第2類	58,970	
	児童養育加算			20,000
	教育扶助費			5,510
	小計			188,240
	住宅扶助費			59,800
	冬季加算(11月~3月)			4,490
計(住宅・冬季含む)			252,530	